

平成30年第6回始良市教育委員会定例会

平成30年6月8日（月）

開会 10時30分

閉会 11時45分

加治木総合支所南庁舎3階会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 百武委員 岩元委員

2 教育委員会事務局の出席者

竹下部長 谷山次長兼教育総務課長 小林次長兼学校教育課長
橋口社会教育課長 塚田保健体育課長 杉尾図書館事務局長
深野文化財係長

3 議事

議案等番号	件名	結果
議案第19号	始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の件	可決
議案第20号	始良市誌史料集刊行委員会規程の一部を改正する規程に関する件	可決
議案第21号	始良市誌史料集刊行委員等の委嘱に関する件	可決
議案第22号	始良市文化財保護審議会委員の任命に関する件	可決
議案第23号	始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第24号	始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件	可決
議案第25号	始良市図書館システム選定委員会規程の制定に関する件	可決
議案第26号	始良市立図書館協議会委員の任命に関する件	可決
議案第27号	始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件	可決
議案第28号	平成30年度始良市一般会計補正予算（第1号）（教育費）に関する件	可決

4 議事録

教育部長 定刻前ですけれども、ただいまより、平成30年第6回教育委員会定例会を始めさせていただきます。会議に入ります前に、本日は中間委員より、欠席の届けが出ておりますので、よろしくお願ひします。それから、本日の日程表の中で、日程第1にあります「会議録の署名」となっておりますが、今回の新教育長制度では、議事録という名称に変えておりますので、「議事録の署名」ということで、訂正をしていただきたいと思います。それでは、これからの進行につきましては、教育長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

教育長 ただいまから、平成30年第6回教育委員会定例会を開催いたします。次に、本委員会の会議は公開原則としてあります。本日の会議を公開とすることに、ご異議ありませんでしょうか。
よろしいですか。
異議なしと認めます。よって、本日の会議は公開することとします。それでは、会議を進めてまいります。ただいまありました、日程第1「議事録の承認、署名」についてですが、議事録への署名は、皆様お済みでしょうか。

全員 はい。

教育長 お諮りします。前回の第5回の定例会議事録が承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、前回の第5回の議事録は、承認されました。なお、議事録については、新教育長制度のもと市民に公開することとしておりますので、本日、本市の閲覧コーナー及びホームページで公開するというを、ご了承いただきたいと思います。
次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてですが、委員の皆様から、ご報告がありますでしょうか。

委員 おはようございます。今年度に入りまして、4校の学校訪問に行かせていただきました。毎年行かせていただいておりますが、それぞれの学校で、校長先生をはじめ教頭先生、先生方が、子ども達のために一生懸命されている姿が見られて、とても嬉しく思っております。子ども達も、毎年、気になる子ども達もいるのですが、毎年少しずつ成長している姿が見られて、とても頑

張っているのではないかと思います。また、これからも学校訪問が続きますけど、楽しみに見に行きたいと思っております。以上です。

教育長 ほかに、ございませんか。

委員 昨日、始良・伊佐地区の社会教育振興会の総会がございました。私は、その副会長ということでありましたが、昨日で任期が切れまして、そこを退きましたのでご報告をしておきます。なお、会につきましては、原案にて全て可決されております。以上です。

教育長 私から、特にご報告するという案件はないのですが、今、委員からありましたように、学校訪問が始まっており、今年は、22校中14校の校長が替わりまして、3分の2くらい替わったということで、どういう状況なのか心配はしていたのですが、比較的今落ちついた取組で、それぞれ、今度来られた校長が自分の持ち味を出して、学校経営に努めておられると思います。また、委員の皆様方から、ご指摘いただくことがあれば、ほぼ毎月校長会を開催しておりますので、その時には指導していきたいと思っております。また是非、この場でなくてもご指摘をいただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

次に、日程第3議案第19号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の件」について、事務局の説明をお願いします。

事務局 （教育総務課長）議案第19号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の件」について、ご説明いたします。資料は1頁から3頁になります。3頁をご覧ください。教育委員会が、去る5月14日から新教育委員会制度での運営となっておりますことから、新旧対照表にございますとおり、教育長職務代理者の指名に関しまして、改正法附則第5条の規定により、改正法第1条第1項に規定する「教育長が任命されるまでの間、委員の中から教育長の職務を行う者、職務代理者を指名することができる。」を、「教育長は、委員の中からその職務を行う者、職務代理者を予め指名することができる。」に改めようとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

教育長 今、説明がありましたが、何かご質疑ございませんでしょうか。前回の定例会の「職務代理者の選出」で決めたところでございますが、それに関係する規則を改正するということになります。特に、ご質疑なければ、お諮りしたいと思います。日程第3議案第19号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の件」について、可決することでご

異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第19号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の件」については、可決されました。本日、案件が10件あるのですが、よろしくお願ひいたします。次に、日程第4議案第20号「始良市誌史料集刊行委員会規程の一部を改正する規程に関する件」について、まず、事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) 議案第20号「始良市誌史料集刊行委員会規程の一部を改正する規程に関する件」でございますが、5頁の第7条第1項中の、任期2年というのを、本来の委嘱日から、委嘱日の属する年度の翌年度末までに、改正するものでございます。今まで任期が、年度の途中から年度の途中までとなっておりましたが、翌年度の3月31日に統一したいということで、提案するものでございます。以上です。

教育長 説明がございましたが、これに、ご質疑はございませんでしょうか。任期の期間が年度途中で切れるものを、きちんと、年度末に切れるようにということで、規定を改正するというところでございます。特になければ、お諮りしたいと思いますが。

委員 今の主旨はよく分かります。前回の会でも、この様な規定の改正があつて、任期を年度の翌年度末までと改めていたと思います。こういうことは、きちんとやっていくことは良いことだと思います。

教育長 ありがとうございます。ほかに、ご質疑がなければお諮りしたいと思います。議案第20号「始良市誌史料集刊行委員会規程の一部を改正する規程に関する件」については、可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第20号「始良市誌史料集刊行委員会規程の一部を改正する規程に関する件」については、可決されました。続きまして、日程第5議案第21号「始良市誌史料集刊行委員等の委嘱に関する件」を議題とします。まず、事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) 議案第21号「始良市誌史料集刊行委員等の委嘱に関する件」

でございますが、始良市誌資料集刊行委員会規程第3条第2項及び第6条第2項の規定により、委員、顧問及び史料集収集協力員を委嘱するものでございますが、始良市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第15号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。8頁をお開きください。顧問が2名、委員が5名、協力委員4名をお願いしたいと思っております。任期につきましては、委嘱日から平成32年3月31日までとなっております。以上です。

教育長 ただいま、事務局の説明がありましたけれど、これから質疑を行います。何か、質疑ございませんでしょうか。

委員 始良市は、県内でも文化財が多いと聞いておりまして、先日も冊子になったものをいただいたのですが、これからも市の指定文化財となるようなものがあるのかということと、あと、蒲生城のことで、先月の定例教育委員会でありましたが、観光地としてはどんなふうを考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいです。お願いします。

事務局 （社会教育課長）加治木・始良については、今までも指定がされてきましたが、蒲生がまだ少ないということで、今後は、蒲生の方を具体的にしていこうという方向でございます。蒲生城につきましては、指定を受けたことで蒲生殖産興業の理解もありますので、今後、発掘調査なりを進めていってどのような活用ができるのか検討していきたいと思っております。以上です。

委員 ありがとうございました。

教育長 ほかにございませんか。

委員 この名簿で委員の方々の所属等を見ますと、それなりの非常に専門的な方々ばかりで、良い方々が選ばれているのではないかと思います。そこで質問なのですが、現在は、始良市誌の史料集の刊行ということでやっておられるということですが、いつぐらいまでされるのでしょうか。史料集の全てを集めたあとは、それを何か体系化すると言いますか、まとめたようなものを出されるのでしょうか。

事務局 （文化財係長）始良市誌史料集につきましては、平成32年度まで、10巻出す予定でおります。現在、6巻まで出ておりまして、今年度7巻が出る予定です。10巻まで出すのですが、市誌史料というのは、古文書を解読したものになります。これを元に、企画部の始良市誌刊行委員会が、大学の先生方に始良市の歴史を書いていただくという形で、活用してもらうことになるかと思

います。以上です。

教育長 今、いわゆるデータを収集しているということで、今後市誌として出していくということです。特に、ほかにございませんか。

委員 市誌を作っていくのに、何年くらいを見込んでいらっしゃるのでしょうか。

事務局 (文化財係長) 始良市誌の刊行は、平成33年度の「近代・現代編」の刊行がいちばん最後ということになっていまして、市誌史料集のデータは、全て始良市誌に活用されることとなります。また、市誌を元に、例えば学校教材やリーフレットなどもっと易しく書いた刊行物をその後作っていくこととなります。現在は、市誌の基礎資料となる市誌史料集を作っているということとなります。以上です。

教育長 33年度は、ダイジェスト的なもので、学校教育で使えるようなものをその後で作っていきます。

ほかに、何かご質疑ございませんでしょうか。

なければ、お諮りします。議案第21号「始良市誌史料集刊行委員等の委嘱に関する件」については、事務局からの説明のとおり、可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第21号「始良市誌史料集刊行委員等の委嘱に関する件」は、可決されました。次に、日程第6議案第22号「始良市文化財保護審議会委員の任命に関する件」について、まず事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) 議案第22号「始良市文化財保護審議会委員の任命に関する件」でございますが、始良市文化財保護審議会条例第3条第3項の規定により、文化財保護審議会委員を任命したいということで、始良市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第15号の規定に基づいて、議決を求めるものでございます。文化財保護審議会委員につきましては、条例でございますので、任期につきましては改正するには市議会の議決が必要となります。そのため、今回の任期につきましては年度の途中から年度の途中までになりますが、平成30年7月1日から翌年6月31日までとなっております。委員につきましては、10頁でございます。8番目の郷土史の分野の方が新規で、あとの方は再任となります。以上です。

教育長 ただいま説明がございましたが、何か、ご質疑ございませんでしょうか。
この委員は、年度途中から年度途中の任期ですが、これは条例委員ということで、議会で諮り改正するということですので、このままということですか。
何か、ご質疑ございませんでしょうか。

委員 ボランティアガイド協会の顧問の方が委員になっていらっしゃるのですが、始良歴史ボランティア協会というのは、何人くらいでいらっしゃるのかを教えてください。

事務局 （文化財係長）始良歴史ボランティア協会は、現在15名の協会委員でございまして、教育委員会で主催しています「歩き・み・ふれる歴史の道」のガイドなどで活動していただいております。以上です。

委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに、ございませんでしょうか。
今後、ボランティアガイドは、国体があったりする中では重要な存在だと思います。ほかに何かございませんでしょうか。

委員 ボランティアガイドの養成というのはあるのでしょうか。

事務局 （文化財係長）歴史ボランティア協会に入っている皆さんは、歴史民俗資料館で主催します「歴史ボランティアガイド養成講座」を受けた方々で、全15回の講座を受けて、また、現地にも赴いて勉強した方々に、今、活動をしていただいているということになります。今年度は行っていませんが、また来年度から養成講座を行って、少しずつメンバーを募っていきたいと思っております。以上です。

委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに、ご質疑ございませんか。

委員 すみません。文化財保護審議会は、年間で何回くらいあるのでしょうか。

事務局 （社会教育課長）文化財保護審議会については、年間4回を予定しております。

教育長 ほかに、ございませんでしょうか。

質疑がなければ、お諮りします。議案第22号「始良市文化財保護審議会委員の任命に関する件」について、事務局の説明のとおり、可決するということにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第22号「始良市文化財保護審議会委員の任命に関する件」については、可決されました。続きまして、日程第7議案第23号「始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会規則の一部を改正する規則に関する件」について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) 議案第23号「始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会規則の一部を改正する規則に関する件」でございますが、これにつきましては、先ほどの、市誌史料集刊行委員会のもと同じで、任期を翌年度の末までと統一するものでございます。

教育長 先ほどの、議案第20号と同様な規定の改正という事でございます。何か、ご質疑ございませんでしょうか。

委員 議案内容とは外れるのですが、ちょっと教えてください。加治木郷土館は、文化財として指定を受けているのではないかと思うのですが、どんなものなのか、教えてください。

事務局 (社会教育課長) 郷土館自体が文化財ではなく昭和47年に建設されたものでございます。いま図書館で利用されているものが、約100年ほど経った建物で、そちらが登録有形文化財という形でございます。

教育長 郷土館横の図書館が、登録した文化財ということですか。
ご質疑がなければ、お諮りします。ただいまの議案第23号「始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会規則の一部を改正する規則に関する件」については、事務局からの説明のとおり、可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第23号「始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会規則の一部を改正する規則に関する件」については、可決されました。続きまして、日程第8議案第24号「始良市歴史民俗資料館・加

治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件」について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) 議案第24号「始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件」でございます。これにつきましては、任期が委嘱した日から翌年度の3月31日までということで、委員につきましては、7名をお願いしたいということでございます。15頁の委員名簿によりますと、4番5番6番7番が新規の方で、1番2番3番の方は再任となります。以上です。

教育長 説明がありました。これについて、ご質疑ございませんでしょうか。7名のうち4名が入れ替わることになります。ご質疑がなければ、お諮りします。議案第24号「始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件」について、事務局からの説明のとおり、可決ということにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第24号「始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件」については、可決されました。次に、日程第9議案第25号「始良市図書館システム選定委員会規程の制定に関する件」について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (図書館事務局長) 議案第25号「始良市図書館システム選定委員会規程の制定に関する件」でございますが、平成30年度に図書館システムの更新をする必要がありますので、事業者の企画・立案によるシステム選定のための委員会の設置をするものでございます。右の17頁、規程案ですが、1条では設置の目的、2条では参加事業者の選定・審査・評価に関することなどの所掌事務、3、4条では組織の体制、副市長を委員長としてありますが、副市長が不在ですので、副市長が選任されるまでの間は、教育部長に委員長をお願いすることになります。そして、5条では会議の成立の有無などを定めております。附則で、告示の日から施行し、平成31年3月31日をもって、効力を失うとしております。以上で終わります。

教育長 事務局から説明がありました。何か、ご質疑ございませんでしょうか。

委員 図書館システムというのは、図書館運営上どのような機能を果たしているのかということと、企画競争プロポーザル方式とあるのですが、この方式がよ

く分からないので、教えてもらいたいです。

事務局 (図書館事務局長) 図書館システムの機能につきましては、受付からお客様に貸出しをする全てのシステムであります。プロポーザル方式は、民間企業の事業者企画をしていただいて、その企画を、ここにある選定委員の方々に点数で評価をしていただいて、1番優秀な企画・立案をしていただいた事業者にお願いするというような方式であります。

教育部長 補足をさせていただきます。プロポーザル方式ですが、通常、役所で業者を選定する場合には、価格の安いものというのが通常であります。性能や内容のいいものを選定する際には、どうしても高額になってしまうことから、入札には適さないということで、このプロポーザル方式という形で、業者から提案いただいた内容を評価して、事業者を選定していくというものであります。以上でございます。

教育長 よろしいですか。ほかに、ご質疑ございませんでしょうか。

委員 この選定委員会で決めて、新しいシステムを入れるわけですけど、現在のシステムというのは、何年くらい使用しているものでしょうか。それから、説明では平成30年度に更新する必要があるということですが、更新する必要があるというのは、今のシステムが古くなったのか、使いにくいのか、どのような理由かを教えてください。

事務局 (図書館事務局長) 現在の図書館システムは、平成24年3月に購入をしております。このシステムの基本的な更新期間が5年と考えられています。5年をめどに更新をしていくこととなります。5年を過ぎれば老朽化していきますので、システムの内容は1年ごとに更新することが望ましいので、ハードにしても、やはり5年を経過しますと、色んな修理も発生しておりますので、新しく更新をしたいと思っております。

教育長 図書館システムをもう少しわかりやすく説明すると、どうなるのですか。

事務局 (図書館事務局長) 図書館システムは、まず、蔵書してある全ての本をシステムの中に情報を入れてあり、それで検索ができる機能があり、お客様方の貸出しの情報などを、全て網羅したようなシステムになっております。

教育部長 補足をさせていただくと、図書館システムというのは、1冊1冊の図書館にある本の蔵書管理、何年に購入してどういう分類の本でということ、シス

テムの中に登録してあります。お客様が探しに来て、こういう分類の本が必要だというときに検索をすれば、その種別の本が一斉に確認できるという機能もあり、その本の位置を示すこともでき、サービスの向上につながります。機械が古くなってシステムが止まってしまったということになると、手作業で探すことになり、たくさんの蔵書の中から、必要な本を拾い出すということが非常に難しくなるという理由等から、システムの更新を行いたいということでございます。

委員 今でも、図書館を利用したときに、利用者が自分で探せるように機械が置いてあるのですが、それがもっと探しやすいということではなくて、その管理をする側がやりやすいということなのではないでしょうか。

事務局 (図書館事務局長) 今の検索システムを新しくしますので、また一段と、お客様が探しやすいと思います。

委員 利用者も、探しやすいということですよ。はい、わかりました。

教育長 現在5年分があることになり、図書館の23万冊の本の管理をしていくので、CD-ROMで検索したりするようになります。その方針ということですね。

委員 わかりました。

委員 どこまでのネットワークを使用するのでしょうか。例えば、中央図書館や加治木町図書館、公民館にもありますし、学校までのつながりなど、どの辺りまでか、このネットワークの範囲として捉えたらよろしいでしょうか。

事務局 (図書館事務局長) 始良の中央図書館、加治木図書館、蒲生公民館の図書室、それに山田地区・帖佐地区・松原地区・重富地区・脇元地区の公民館の図書室までがネットワークの範囲としております。

教育長 図書館システムについてですが、よろしいですか。

全員 はい。

教育長 それでは、お諮りします。議案第25号「始良市図書館システム選定委員会規程の制定に関する件」については、事務局から説明のとおり、可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第25号「始良市図書館システム選定委員会規程の制定に関する件」については、可決されました。続きまして、日程第10議案第26号「始良市図書館協議会委員の任命に関する件」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (図書館事務局長) 議案第26号「始良市図書館協議会委員の任命に関する件」でございますが、委員の任期が平成30年6月30日で任期満了となることから、新たに委員を任命するものでございます。19頁になりますが、新たに委員として、1番の錦江小学校の校長先生、3番の竜門小学校の司書補の方、そして6番目の方は、お話し会「アイアイ」から推薦をいただいた方でございます。あとの方は再任でございます。以上です。

教育長 事務局の説明について、何か、ご質疑ございませんでしょうか。なければ、お諮りします。議案第26号「始良市図書館協議会委員の任命に関する件」については、事務局からの説明のとおり、可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第26号「始良市図書館協議会委員の任命に関する件」については、可決されました。続きまして、日程第11議案第27号「始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (保健体育課長) 議案第27号「始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件」でございます。始良市立学校給食センター運営委員会条例第3条の規定に基づきまして、委員を委嘱したいということでございます。始良市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第15号の規定に基づきまして、委員会に議決を求めるものでございます。21頁をご覧ください。加治木学校給食センターの運営委員ですが、内訳といたしましては、市長部局の職員が1名、センター管内の教育機関の代表者、これは校長先生、園長先生及び18番の教育委員会の職員で、合計8名、幼稚園・小学校・中学校のPTA代表の方々が8名、始良保健所から1名ということで、18名を委嘱するものでございます。22頁をお開きください。こちらにつきましては、蒲生学校給食センターの内訳でございます。市長部局の職員が1名、センター管内の教育機関の代表者が5名、PTAの関係の方々が5名、始良保健所から1名、教育

委員会の職員と合わせて13名ということで、これらの方々を委嘱するものでございます。定数につきましては、条例第3条に基づきまして18名以内、ということになっておりますので、こちらの人数以内の委嘱ということでございます。任期につきましては、いずれも平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間ということになっております。ご審議よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明について、ご質疑ございませんでしょうか。

委員 加治木と蒲生の給食センター運営委員の委嘱について、ご説明がりましたが、給食室別棟はどうなっているのか、教えてください。

事務局 （保健体育課長）給食室別棟は、期間が1年遅れのものですから、平成29年6月30日から平成31年5月31日までということで委嘱をしております。以上です。

委員 学校給食ついて、始良地区は学校ごとに給食室がありますが、今後、始良市の学校給食というのは、どのようにしていく予定なのかというところを教えてください。

事務局 （保健体育課長）いわゆる自校方式という学校の中に給食室が残っているという形態がまだあります。それと最近できた給食室別棟以外につきましても、施設の老朽化等が非常に進んできておりますので、そのあたりまで含めて全体的に考えて、新たにセンターを造っていくのか、そういうところを現在検討中ということでございます。

委員 実際仕事をしていらっしゃる方も、空調のことや色んなことがあって、働きにくいというのか、なかなか続かないとお聞きしたりもするので、センターなどの方式が良ければ、前向きに検討していただけたらと考えております。以上です。

教育長 この問題は非常に、議会の中でも一部、反対派もいてですね、なかなか前に進んでくれないところですが、単独調理場が非常に老朽化してきている。その上に、狭い中で煮炊きをするものですから、夏場は暑いです。働いている方々で、お辞めになる方が非常に多いです。センターは、快適とまでは言いませんが、それほど過酷ではないということで、辞める方は1人もいないです。そういうことで、今後、そちらの方へ舵を切っていくかなくてはならない。本年度中には実施計画を立てて、それから進んで行きたいと思っています。

結果はセンター化ということなのですが、この問題は非常に、市政全体に影響する問題になってくるかもしれないですので、慎重に進めて行きたいと思っております。委員の皆様方には、いろいろなところで質問されたりするかもしれませんが、学校給食衛生管理基準というのがあるって、その衛生管理基準をクリアしないと食中毒やアレルギーへの対応が非常に難しいので、子どもたちのためにも今後基準をクリアした設備にしていく必要があるのだということは、委員の皆様方も理解していただき、いろいろと聞かれたときは返していただきたいと思っております。

委員 はい。ありがとうございます。

教育長 ほかに、ございませんでしょうか。
なければ、お諮りします。議案第27号「始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件」については、事務局からの説明のとおり、可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第27号「始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件」については可決されました。最後に、日程第12議案第28号「平成30年度始良市一般会計補正予算（第1号）（教育費）に関する件」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 （教育総務課長）議案第28号「平成30年度始良市一般会計補正予算（第1号）（教育費）に関する件」について、ご説明いたします。これは、始良市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第2号の規定に基づき、委員会の議決を求めるものでございます。議会は、来週6月13日から開催となりますけれども、補正予算書の抜粋を25頁から掲載しておりますので、ご覧ください。始めに、総括表でございます。市全体の予算となりますが、歳入の補正額が11億1,569万円となっております。26頁をお開きください。歳出の総括でございます。補正額が11億1,569万円ですが、10番の教育費を見ていただきますと633万円、教育費の合計が20億2,289万2千円ということでございます。次に、詳細を申し上げます。27頁、歳入でございます。県委託金で、教育総務費委託金が、魅力ある学校づくり調査研究事業が99万8千円、次に学校教育費委託金が、社会的課題に対応するための学校給食の活用事業委託金として、183万4千円でございます。28頁をお開きください。雑入で教育雑入、公共スポーツ施設等活性化助成金ということで78万円でございます。29頁が、目の教育債公民館債で、公民館施設整備事業に170万円でございます。30頁

からは歳出になります。30頁をご覧ください。教育総務費、教育総務事務局費としまして、総務課関係事務局経費40万3千円、普通旅費でございますが、いわゆる割愛職員、県出向の先生方の赴任旅費で、3名分でございます。次に、学校教育事務局費ですが、魅力ある学校づくり調査研究事業100万8千円。これは、不登校対策の充実を図るための先進地研修等でございます。31頁、社会教育費の公民館費でございます。公民館施設整備事業224万6千円でございますけれど、これは始良公民館大ホールの緞帳工事の見直し分でございます。32頁をお開きください。保健体育費でございます。学校体育費で、体育連携推進事業83万5千円ですけれども、これは、財源が公共スポーツ施設等活性化助成というところで、78万円でございます。内訳は指導者研修会等になります。次に、学校給食費ですけれど、社会的課題に対応するための学校給食の活用事業として、183万8千円ということでございます。以上で、説明を終わります。

教育長 ただいま、事務局の説明が終わりました。6月の議会で補正予算として出すものでございます。これについて、なにかご質疑ございませんでしょうか。

委員 始良公民館の緞帳については、どのような修理になるのでしょうか。

事務局 （社会教育課長）当初が845万円付いていたわけですが、それは横幕、学校等にあるものと同じものだったのですけれど、今後、公民館・大ホール等の整備をしていく中で、やはり緞帳は欲しいということで、追加ということにいたしました。

委員 新しくされるのですか。

事務局 （社会教育課長）今の緞帳が壊れて、修理ではできないものですから、新しく全部取り換えるということになります。

教育長 ほかに、ございませんか。

委員 32頁の学校給食費にあります、「社会的課題に対する学校給食の活用事業」とは、どのようなことをするのでしょうか。

事務局 （保健体育課長）この事業については、文部科学省が持っている事業です。社会的には食品ロスの問題や地産地消の問題、伝統的な食文化の継承など、いろいろな課題があり、そのことを学校給食の中で考えて行こうということや、解決するための事業です。文科省からは、都道府県の教育委員会に委託

ができるようになっておまして、まず、県の教育委員会に委託をしております。それを、再委託できるという項目がある関係で、始良市が事業を受託しようとするものでございます。中身につきましては、食品ロス削減の関係と、地場産物の活用ということ、各関係機関の方々に構成した推進会議を設けて、そこで方向性を決めていきます。更に、ワーキンググループという形で2つの課題に対応できるグループを作りまして、そのグループでいろいろな研修し、また、食材の活用等を検討し、最終的には報告書という形でまとめていきます。報告書は県・文科省などに配布し、その後、鹿児島県のホームページにも載せていくということで、県としましては、始良市の取組を、モデルケースという様な形で位置づけていきたいということで、今年、取り組もうとしている事業になります。以上です。

教育長 ほかに、ございませんでしょうか。

委員 緞帳の件です。緞帳の補正予算をしたことは、当初の見積りよりも少しオーバーしたので、補正をするということでしょうか。

事務局 (社会教育課長) 横幕の方が安いということではあったのですが、今後の総合的なホールの整備計画もありますので、その中で、やはり緞帳を取り付けたいということで、その費用が大きくなりましたので、今回補正をするということです。

委員 わかりました。

教育長 以前、公民館を改修したときに、大ホールは手つかずでした。プラス1億かかるということでしたから、それは大きいということで、第2期として、大ホールは改修しようということで、緞帳もそのままになっていたのです。ほかに、何かございませんでしょうか。なければ、お諮りします。日程第12議案第28号「平成30年度始良市一般会計補正予算(第1号)(教育費)に関する件」については、事務局からの説明のとおり、可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第28号「平成30年度始良市一般会計補正予算(第1号)(教育費)に関する件」については、可決されました。以上で、今日の議案10件すべて終了したわけですが、その他何かございますか。

事務局

(学校教育課長) お手元の資料をご覧ください。これは、市内の小・中・幼稚園で夏季休業中に、8月13日から15日まで学校閉庁を行う方向であることをお知らせするものです。学校閉庁は、平日において子ども・教職員が学校に来ない状態にして、教職員が休暇を取りやすいようにする、健康増進に努める、そういうシステムでございます。このことを進めるに当たっては、県の施策に基づいており、教職員が適正な時間によく働くことで、質の高い教育を持続発展させることとございます。県が示した3つの方向性が、業務を簡素化して児童・生徒に接する時間の確保、業務を効率化することによって教育の質を維持・向上させられる、業務改善の意識が上がることによって業務の総量を削減していくとなっています。これらはいずれも時間のかかるものでございます。そこで直ちにに取り組むものとして3点挙げてございます。一つがリフレッシュウィークで、8月11日から17日まで学校行事等を入れないようにしまして、その中に学校閉庁を設定するという方向性が出されております。二つ目が部活の休養日、三つ目が学校関係者評価委員会、評議員会との協力により業務改善を図るということがございます。では、どのような方向性で進めるかということについてですが、基本的には、先生達もきちんと休んでリフレッシュを図りましょうという目的でございます。対象は小・中学校及び幼稚園とありますが、これは公立幼稚園のことになります。内容については、学校閉庁を設けるということとございます。実施する学校閉庁日は13、14、15日ですが、これはもともとお盆ですので休暇の取得率についても高いということから、無理のない設定ではないかと思えます。それでも、出勤する職員がいたり、学校は日直の教員を置いておりますので、それもなくて土日のような状態にしようということとございます。その日は週休日と違い勤務日でありますので、全教職員に年次有給休暇や、夏季における特別休暇いわゆる夏休み、そして、土曜授業をしておりますので、その振替として、そこに休暇を取るようにするということがございます。強制はできませんけれども、呼びかけをして、そのようにしたいと考えております。その日は、児童・生徒の登校はないこと、そして、部活動の停止をしたいと考えております。従いまして、事務室業務もないということとございます。そうは言いますが、いろいろな緊急の事態や、部活動でも全国大会の日程があるという場合は、どうしても対応をしなければなりませんので、例外的なこともあると考えております。なお、実施上の留意点としましては、この期間を、こういう目的をきちんと持って閉庁をいたしますということの周知に努めたいと考えております。その期間の緊急の連絡先や、学校への突然の訪問者の対応、また、市民に向けての広報もしていきたいと思っております。現在、この方向で進んでおりますので、お知らせいたします。以上です。

教育長

ほかにございませんか。

事務局 (保健体育課長) 国体の関係で、少しご報告させていただきたいと思います。口頭で申し訳ございません。6月1日に始良市の実行委員会の会則に基づきまして、第1回常任委員会及び第2回総会を開催いたしました。この中では、平成30年の事業計画と予算との承認をいただきまして、いよいよ迫ってくる国体大会に向けて準備のスタートを切ったということでございます。今後は、会則の中に専門委員会という位置づけがあるのですけれども、こちらの方をより専門的な運営に分けた中での協議を進めて行きながら、準備を進めるということと、併せて事務局といたしましては、機運の醸成に、より一層取り組んでまいりたいと考えているところです。以上でございます。

教育長 ほかに、ございませんか。

事務局 (教育総務課長) 市長から、部署は保健福祉部の子育て支援課になりますけれども、「始良市子ども子育て会議の推薦」について、依頼がございました。どのように取り計らえばよろしいかを、ご審議していきたいと思います。お願いいたします。

教育長 子育て会議には、これまでも教育委員会から出ていただいていると思います。これまでは、百武委員でしたが引き続きいかがでしょうか。

委員 はい、わかりました。

教育長 継続して、百武委員にお願いするということで、よろしいですか。

全員 よろしくお願いいたします。

教育長 ほかになければ行事予定に入ります。教育総務課からお願いします。

事務局 (教育総務課より順次説明)

教育長 7月18日に鹿児島県議会が松原なぎさ小に視察に来るということです。時間帯は朝9時10分から10時10分までということです。あと、市議会関係は33頁から、備考欄に記載がありますのでお目通しください。以上で、行事予定を終わります。

ほか、特にございませんか。

なければ、平成30年第6回始良市教育委員会定例会を終了いたします。